

第 9 7 回 宇部市都市計画審議会 議事録（概要）

【日 時】	令和 4 年 1 1 月 1 7 日（木） 1 4 時 0 0 分～ 1 4 時 3 0 分
【場 所】	宇部市役所 5 階 第 1 委員会室
【出席者】	7 名
【欠席者】	3 名
【幹 事】	4 名
【傍聴者】	0 名
【次 第】	<ol style="list-style-type: none"> 1 宇部市都市計画審議会会長及び職務代理者の選出について 2 議案第 1 号 宇部都市計画汚物処理場の変更について 3 その他
【議 事】	<ol style="list-style-type: none"> 1 宇部市都市計画審議会会長及び職務代理者の選出について <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 5 条第 1 項の規定により、会長を選出した。 ・ 条例第 5 条第 3 項の規定により、職務代理者を指名した。 2 議案第 1 号 宇部都市計画汚物処理場の変更について 事務局から説明
(委 員)	<p>〈質疑応答〉</p> <p>3 点質問がある。</p> <p>平成 2 5 年に公共下水道の整備を完了したと説明があったが、それから本施設の運転を停止するまでに相当の期間を要している。そのタイムラグがなぜ生じたのか。</p> <p>次に、本施設はどのような構造物なのか。</p> <p>最後に、この議案が可決した後、当該施設を解体されるのか。その後の土地利用について教えてほしい。</p>
(事務局)	<p>公共下水道の整備完了から萩原団地汚物処理場の運転停止までのタイムラグについては、個人宅の水洗化が完了していなかった状況がある。雑排水が発生している状況と放流先への影響を観察するために運転を継続していた。また、この期間内に水利組合との調整も並行して行っている。</p>

	<p>本施設の構造については、すべてコンクリート構造物である。</p> <p>また、跡地利用については、今後、都市計画の変更の手続き完了後、下水道施設としての役目を終えるため、市の公共施設として活用していくことが可能か、他部署への保管転換、また用地の売り払いなどの検討を進めていく。</p>
(委 員)	<p>今年の3月に汚物処理場の運転を終了してから今までに苦情などはあったか。</p>
(事務局)	<p>苦情等はない。</p>
(会 長)	<p>停止してからも特に水質の問題などは発生していないか。</p>
(事務局)	<p>発生していない。</p>
(会 長)	<p>今回この施設が機能を停止しても、下水道の関係で影響を受ける住民はなく、住民生活に影響がないということでよいか。</p>
(事務局)	<p>そのとおりです。</p>
(会 長)	<p>基本的には、公共下水道でこの施設の機能が代替されたということから、問題ないと考えられる。</p>
	<p>(審議結果)</p> <p>議案第1号 宇部都市計画汚物処理場の変更については、「全会一致」で、原案のとおり可決された。</p>
	<p>3 その他</p>
(事務局)	<p>今年の8月1日に開催した都市計画審議会に諮問した「宇部市都市計画道路見直し方針について」、報告内容に訂正箇所があったので説明する。</p> <p>〈スライドを用いて説明〉</p>

〈質疑応答〉

意見なし

(会 長)

本審議会の下部組織として、都市計画道路見直し専門分科会を設置しているが、分科会の委員は都市計画審議会の会長が指名することとされており、昨年、委員の指名をした。

今年の8月末で都市計画審議会会長として、私の任期が一旦満了しているが、分科会では、都市計画道路の見直し方針を策定するための調査及び検討作業が継続していることから、今までの旧委員を引き続き指名したいため、ここで報告する。